

待望の農業者年金 明年一月一日から実施

これまで農家の人たちが長年にわたって、国に要望してきました農民年金は、農業者年金として明年一月からようやく実現の運びとなり、現在、その準備がすすめられています。

明年一月から実施される農業者年金は、農業者年金として、当然加入と任意加入に分かれています。通常六十五歳から年金が支給される。年金の給付の種類は、①経営移

経営移譲と老齢年金 保険料(月額)夫婦で2千円

この年金制度に加入できる方は大正六年十二月三十一日以後に出生した方で、明年一月一日で満五十五歳以上(大正五年一月一日以前に出生したもの)になる方は、被保険者の資格がなく、加入することはできません。また、加入の方法にしても



退一時金、④死亡一時金などがあります。当然加入しなければならない方

納めた保険料に一定の利息を加えたもので、三年間で三万円、十年間で十二万五千円となります。

農業者年金保険料(夫)	750円
国民年金保険料(夫)	450円
国民年金所得比例分(夫)	350円
国民年金保険料(妻)	450円
計	2,000円

市へ物品納入(印刷・修繕)を希望するものは、次により申請書を提出してください。

時計など
申請の内容
競争入札(見積り)参加資格審査申請書
カタログ、必要に応じて設計書
図面、現物見本

指名登録申請は 1月末日まで

ものを募り、法令などに適合したものを登録し、その都度、入札または見積りに参加を希望する

明年度の 物品納入業者

申請の期限
一月末日限り
提出先
市役所会計課
市役所会計課
申請書の交付、お問い合せは、
会計課用度係、または市商工会

成人の感想文 と写真募集

新しく成人となられ、来年、成人式を迎えられます若い人たちがからみた健康で明るい生活や、きびしい現実の姿などの写真と、成人式を迎えられるかたのご意見、所信、希望などの感想文を募集します。

作文
テーマ
「成人となって」のご意見、所信などを主体とした感想文(選挙、人生観、所信など)
字数
千六百字以内(四百字詰め原稿用紙四枚)
入選
最優秀賞一編(市長賞) 優秀賞二編、佳作三編、投稿者全賞
賞状、佳作三編、投稿者全賞

この事務を行なうのは、市町村が、農協がまだはつきりしていません。くわしいことは農業委員会事務局へ、お問い合わせください。

員に記念品
写真
テーマ
元気な若人、選挙、公害など
大きさ
白黒、カラー共に四つ切以上
使用材料
自由
入選
市長賞、写真会賞、出品者全員に記念品
表彰
作文、写真ともに一月十五日(成人式)写真は展示
送り先
市公報委員会
市選挙管理委員会
市教育委員会
写真は、市内写真店も受付します。

農業委員選挙人名簿 登載申請をしましょう

昭和46年1月10日までに
市農業委員会へ

セカンドバック
一個 七十円(鈎針編) 糸系、銀糸で編みます。
スリッパの紐作り
一グロスベア 百八十円 一日二グロスまではできます。
ビーズ入りがま口編み
一個 二十五円より八十五円
室内ばき
一足 四十円より七十円
イタリヤ刺しゅう
一個 四十円より三百八十円
受贈料無料
七、八名のグループを作って、申しこんでください。出張講習をいたします。
高知市中島町百五十五
高知県内職指導相談所

任意加入のできる方は、
①三十(三反)以上五十(五反)未満の耕作地で、当然加入に準じた経営をしているもの。
②五十(五反)以上の経営農家の後継者(経営主の直系卑属)で、引き続き三年以上農業に従事しているものうち一人。
③農業生産法人の構成員で、かつそれに常時従事しているもので、法人の経営面積を構成員の総数で割った面積に、その構成員の個人経営の面積を加えて五十(五反)以上の面積となるもの。
資格の喪失
①国民年金の被保険者でなくなったとき。

加入期間	給付の種類				
	5年	20年	25年	30年	
60~64歳まで	経営移譲年金	8,000円	16,000円	20,000円	24,000円
	経営移譲年金	800円	1,600円	2,000円	2,400円
65歳以上の場合	老齢年金	1,000円	4,000円	5,000円	6,000円
	国民年金所得比例給付	900円	3,600円	4,500円	5,400円
	国民年金定額給付	6,000円	9,600円	11,200円	12,800円
計	8,700円	18,800円	22,700円	26,600円	

任意加入者はいつでも自由に脱退できます。しかし、当然加入者は、つぎの場合以外は脱退することはできません。
①経営規模が五十(五反)以下になったとき
②経営農地の全部または一部が市街化区域にはいり、その区域外の面積が五十(五反)以下になったとき
任意加入者はいつでも自由に脱退できます。しかし、当然加入者は、つぎの場合以外は脱退することはできません。
①経営規模が五十(五反)以下になったとき
②経営農地の全部または一部が市街化区域にはいり、その区域外の面積が五十(五反)以下になったとき

被保険者が政令で定める程度の病氣や障害の状態であると認められるときは、
被保険者(経営主)が、後継者に適正な経営移譲をした場合に支給されます。
支給の時期は、
六十歳までに移譲したときは六十歳から、六十歳から六十四歳までに移譲したときは、その年から支給され、支給額は最低五年間保険料を納入してある場合、月額八千円支給されます。六十五歳以上になると十分の一の額が終身支給されます。

農業者老齢年金
経営以上の有無にかかわらず、六十五歳に達した場合に支給されます。
年金額は、二百円に保険料納付済月数を乗じた額となっています。
脱退一時金と死亡一時金
三年以上保険料を納めた被保険者が、脱退または死亡したときに支給されます。給付される額は、